

第 8 1 回 鈴鹿市個人情報保護審査会会議録

1 開催日時

令和 5 年 3 月 2 0 日（月） 午後 2 時～午後 2 時 4 5 分

2 開催場所

鈴鹿市役所本館 4 階 4 0 5 ミーティングルーム（委員はオンライン参加）

3 出席者

(1) 個人情報保護審査会委員

伊賀恵委員，伊藤裕委員，鎌塚有貴委員，木之内秀彦委員

(2) 個人情報保護審査会事務局（総務課）

金丸課長，原田文書・情報公開 G L，古川

4 会議に付した案件

(1) 鈴鹿市個人情報保護に関する法律施行条例について

(2) 鈴鹿市個人情報保護審査会委員の任期延長について

(3) 鈴鹿市特定個人情報保護評価書協議会について

(4) 鈴鹿市個人情報取扱事務登録簿について

(5) その他

5 議事の概要

【開会】

総務課長が，開会を宣告した。

(1) 鈴鹿市個人情報保護に関する法律施行条例について

会 長 最初に事項書 1 鈴鹿市個人情報保護に関する法律施行条例について，事務局から説明をお願いします。

事 務 局 まず資料 1－1 の 1 制定理由だが，本市は，個人情報の取扱いについて，平成 15 年 12 月に「鈴鹿市個人情報保護条例」を制定し，これまで運用を行ってきた。その中，令和 3 年に改正された個人情報の保護に関する法律，いわゆる個人情報保護法が，令和 5 年 4 月 1 日から施行され，適用対象が地方公共団体にも拡大される。これにより，個人情報について，これまでの条例による運用ができなくなる。一方，改正法では，地方公共団体は，改正法の趣旨・目的に照らし，条例で定めることが法律上必要な事項，次に，条例で定めることが法律上許容されている事項，3 つ目，単なる内部の手續に関する規律にすぎない事項その他の個人情報保護やデータ流通に直接影響を与えない事項の 3 点について，条例で定めることとされていることから，現行条例を廃止し新たに本条例を制定することとなった。

次に2主な内容について、不開示情報は、条例第3条、条例の資料も一緒に見ていただきたい、令和5年12月21日付け条例第25号になるが、こちらの第3条に規定するものだが、個人情報の開示請求があった時に、鈴鹿市情報公開条例 第7条第3項ウの情報は開示することを第3条で定めている。具体的には、法人その他の団体に関する情報で、公益上公にすることが必要であると認められるものは公開するというものであり、これを定めることで、鈴鹿市情報公開条例との整合を図っているということである。続いて(2)開示決定等の期限に関する特例は、これまでの運用と同様に通常の開示決定の期限を14日以内とし、開示の量が大量である場合は、44日とすることを第4条で定めている。なお、法律においてはそれぞれ30日以内、60日以内となっているが、鈴鹿市の場合は従来の運用に合わせてもう少し短くなっている。

3番目、手数料について、現行の運用と同様に、開示手続における手数料は無料とするが、写しの交付に係る費用は実費負担とすることを第5条に定めている。次に(4)個人情報審査会についてですが、現在と同様に、審査会の設置及び組織について、個人情報保護審査会を設置し、法に基づく開示決定等に係る審査請求の諮問を受ける機関として位置付け、組織のことや開示決定等に関する不服申し立てに関する調査審議の手続について条例の第6条から16条に定めます。次に5番目、運用の公表についてですが、現行の条例と同様に制度の運用状況を毎年度1回公表することを第17条に定めている。

次に大きな3番目、施行期日だが、法が施行される令和5年4月1日となっている。

次に4現行運用との変更点だが、一つ目は死者に関する情報の運用が変更となる。現行条例では、死者に関する情報の開示について、遺族に関する個人情報として開示を行っていますが、今後は、同じ文書上に遺族の情報が載っていない限り、開示を行えなくなるということになる。そのため、これまで死者に関する個人情報の開示請求があった所属においては、新たに死者に関する情報提供制度を検討する必要が出てきた。ほぼ毎年死者に関する情報の開示がある消防本部において、現在要綱等を制定中である。今月もお亡くなりになった方の消防、救急搬送に関する個人情報の開示請求があったので、こちらについては4月1日からすぐに運用を開始できるように要綱を定めている。その他の所属については、ほとんど年間通じて請求がないため、その都度個別で決裁を受けた上で情報提供の可否を検討する形になると思う。二つ目は審査会への諮問についてである。これまでの審査会に対し個人情報の目的外利用の可否等について、諮問し答申いただき、それに基づいた運用を行ってきたが、この運用が行えなくなる。そのため、目的外利用の運用について、法律の第何条に基づくのか、再点検する必要があるが、各課で随時進め、終わっている状況である。

(3)情報漏洩事故の報告について。現行の運用では、マイナンバーを含む特定個人情報を含んでいなければ、国が設置する個人情報保護委員会への報告義務はなかったが、今後は、100人以上の個人情報の漏洩や個人の信条や病歴などの要配慮個人情報が漏洩するなど法で定める事故が発生した時は個人情報保護委員会への報告義務が発生することとなった。(4)個人情報ファイル簿

の作成についてに移る。現在は、個人情報取扱事務登録簿を作成し、公表していたが、今後は、個人情報取扱事務登録簿の内容を変更し、個人情報ファイル簿というものを作成する必要がある。現在作成中で4月1日の公表に向けて準備を進めている。記載内容や利用目的などの公開条項は変わらないが、これまでの登録簿との相違点は、要配慮個人情報の記載の有無を記載することが一番大きな点である。なお、個人情報ファイル簿の有無については、ホームページでの公開が義務付けられることとなる。ただし、本人の数が1000人以上のものだけを公開することが義務付けられているので、一定数以上のものだけを公開する予定。

また、資料1-1に付随した資料として、1-2改正個人情報保護法 概要資料（R3.7全国説明会資料 抜粋）と1-3個人情報保護法ガイドライン（行政機関等編）抜粋を添付しているので参考にしてほしい。以上である。

会 長 主な改正について説明いただいたが、何か質問はあるか。

会 長 今の条例の変更についての説明で、特に注意すべきは現行運用の変更というところか。これも、死者の情報についてと、目的外利用の可否について、どちらも各課なり部署で要綱を策定されているということで、審査会として特に何かしなければならないということではないか。

事 務 局 そのとおりである。

会 長 事務局から追加説明はあるか。

事 務 局 以前も全体像については伝えたが、こちらについてはあくまで参考ということで概略を見ていただければと思う。これまで自治体によって条例が違っていったこと、一部の広域連合や事務組合では条例自体できていなかったが、政府、国の方針として個人情報は利活用していくという方にシフトチェンジしていくということで、その内容をもとに仕事で使おうとするとどうしてもE.U.におけるデータ保護規則というものを満たす必要があった。そのためには個人情報保護委員会が統括して監視というか、指示ができるような機関にならないといけないということが背景にあった。そのため法律ができあがり、令和3年にできて施行が5年の4月1日、2年弱での施行となり、学者、有識者の方から様々な意見が出ている状況であるのは雑誌等で承知している。鈴鹿市も地方公共団体であるので、総務省が決めればそれに基づいて運用するということである。

(2) 鈴鹿市個人情報保護審査会委員の任期延長について

会 長 事項書2 鈴鹿市個人情報保護審査会委員の任期延長について事務局から説明をお願いします。

事 務 局 資料1-4、施行条例の附則（経過措置）第3条第3項をご覧ください。この条例の施行の際現に旧条例第45条第1項の規定により市に置かれた鈴鹿市個人情報保護審査会の委員である者は、施行日において第8条第1項の規定により審査会の委員として委嘱されたものとみなす、という経過措置を設けている。このことにより、条例の施行日に改めて審査会委員の委嘱を行

ったとみなすことから、現審査会委員の皆様の任期期限は、現行の令和6年1月14日から延長となる。延長後の任期は、令和7年3月31日まで、1年2か月強延長となる。任期としては変則的になるが、改めて委嘱状は発行しないが、これに基づき、昨年お送りした委嘱状の期限よりも延長になるということで御了承願いたい。

会 長 何か質問等あるか。
委 員 (特になし)

(3) 鈴鹿市特定個人情報保護評価書協議会について

会 長 次に、事項書3 鈴鹿市特定個人情報保護評価書協議会について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 事項書3 鈴鹿市特定個人情報保護評価書協議会について説明する。 現行の条例第45条第2項に、番号法の第27条第1項に規定する特定個人情報保護評価に関する事項に対して調査審議をするということが審査会の業務として規定されている。しかし、本審査会には一度も諮ったことはない。実際にどのような内容かという、番号法において義務付けられている、特定個人情報に関する評価書、基礎項目評価書、重点項目評価書、全項目評価書の3種類あるが、そのうちの全項目評価書について、第三者の意見を聴くということが義務付けられている。

全項目評価を行わなければならない条件は、1つは、30万人以上の対象者を取扱う場合。これは鈴鹿市の人口が20万人弱なので該当しない。次に、対象者が10万人以上30万人未満であって、事務を行う職員が500人以上である場合。こちらも500人以上で取り扱う事務がないので該当しなかったため、当市において該当する業務がなく、今まで例がなかったということである。

法律の改正後は、法施行条例となることから、この内容を施行条例に規定していない。しかし、今後も何らかの意見聴取の方法を設ける必要があることから、鈴鹿市意見聴取等のための会議として、鈴鹿市特定個人情報保護評価書協議会を設置する予定である。業務内容は、全項目評価書に対する意見を述べることになる。協議会の委員としては、学識経験者、弁護士等を想定しているが、意見聴取の必要が出てきた際に、任命する予定である。その際には、委員の皆様には依頼することもあるかと思うので、よろしく願います。

会 長 個人情報評価書協議会というのが設置されるということか。
事 務 局 設置はするが、委員の任命は意見の聴取が必要になってからとなる。

(4) 鈴鹿市個人情報取扱事務登録簿について

会 長 次に事項書 4 鈴鹿市個人情報取扱事務登録簿について、事務局から説明をお願いします。

事務局 昨年 5 月に郵送で資料を送付した後、鈴鹿市個人情報取扱事務登録簿の変更等があった事務について報告する。新規が 4 件となっている。

長寿社会課の事務として 2 つ増えている。認知症高齢者等安心見守りシール交付事業事務と認知症高齢者等安心見守り保険事業事務である。概要については、見守りシール交付事業については、高齢者の方、QR コードのついたシールを発行し、身近な持ち物に貼っていただき、これらの方がどこに行ったか分からないという時にその QR コードを読むことでその方がどのような方かということをして市役所等へ連絡していただきということをサポートしていただける内容となっている。保険についても対象の方に対しての保険事業となっている。

続いて、教育総務課の学校給食物資に関する事務ということで、学校給食に実施に当たって事業者が、どのような物資を取り扱うかを登録するものである。納入業者から取得する書類に個人情報が入っているということで登録簿への追記をする。最後が、環境政策課の鈴鹿市フードドライブに関する事務ということで、本年開始したばかりだが、SDGs の考え方にに基づき、食品のロスを少しでもなくそうということで、1 か月以上の賞味期限のある食料を市民の方から持ち寄りいただき、ポイントをためていただいて、ある一定数ポイントになるとギフトカードでお礼の気持を示すということで、ポイントをためるに当たりこのような情報を登録するという形になっている。以上 4 件である。

会 長 最後のフードドライブに関する事務というのは、鈴鹿市独自の取組なのか。
事務局 そうである。実際提供いただいた食品は社会福祉協議会や子ども家庭支援課から困窮されている方に配るということで、以前は企業からの申し出に頼っていたところ、個人でも食べきれない、いただきもので口に合わなかったものの提供をしていただくため始めた事業である。

会 長 ギフトカードは商品券のことか？

事務局 そうである。いわゆる VISA や JCB の類の券と聞いている。

会 長 見守りシール交付事業は、持ち物に貼るということか。

事務局 服や、カバンを持っている場合があるので、そこに貼り付ける。その方がいなくなったときに、市からホームページ等で探していただきというような呼びかけをするので、市内のどなたかが見たときにその QR コードを読んでもいただければこの方今探していますとなっているのでそれに基づいて市に連絡いただく。保険事業については、認知症等の方が外に出られているときに、何か破損事故を起こした場合そのシールが貼ってあれば破損事故等に対しての損害賠償ができるという制度になっている。

会 長 シールは剥がれるのではないかと心配がある。

事務局 洗濯もあるので、シートで何枚か渡す。

会 長 他に質問はないか。

委 員 今後の会議のことでお願いしたいことがある。今後も審議会をオンラインで行うと思うが、会議の資料を画面共有することをお願いできないか。

事 務 局 承知した。可能であると思うので対応する。

委 員 よろしく願いする。

(5) その他

会 長 その他事項で何かあればお願いする。

事 務 局 本審査会とは別だが、情報公開審査会、行政不服審査会の任期が今年の9月30日となっており、更新を予定している。正式には、あらためて書面で依頼するが、現時点において、委員の皆様で更新が難しい方はお見えか。

委 員 全員更新を承諾した。

事 務 局 改めて書面等で依頼させていただく。よろしく願いする。

【閉会】

会長が、閉会を宣告した。